

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

札幌市長

市町村名 (市町村コード)	札幌市 (100)
地域名 (地域内農業集落名)	東地区 (厚別区：厚別西・厚別町下野幌・厚別町山本・厚別町小野幌、清田区：真栄・有明・清田、南区：滝野、豊平区：西岡・羊ヶ丘)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年11月19日 (第2回)

注1：「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2：「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

道道真駒内御料線の沿線に農地が集中している清田区真栄や有明地区は、ホウレンソウの産地として市場の評価も高いが、生産者の高齢化により生産の維持が難しくなっている。
有明や南区滝野には認定農業者や認定新規就農者がいるが、これら以外の地域では農地面積が小さい上に中心となる経営体もなく、農地の活用が難しくなっている。

(2) 地域における農業の将来の在り方

有明や滝野で栽培され「ポーラスター」として出荷されるホウレンソウの、品質や生産量の維持向上を目指す。
新規就農者が取り組んでいるミニトマトやスイートコーン、その他野菜類について市場や消費者のニーズを取り入れた品種・品目の導入を進める。
市民の農業理解を促進するため、伝統野菜（大球キャベツ、ゴボウなど）の活用を検討する。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	165.3 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	165.3 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積) 【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方（範囲は、別添地図のとおり）

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とし、その区域と住宅地又は林地との間にある農地は保全・管理を行う区域とする。

注：区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針
農業経営及び農地利用に関する意向調査で得られた情報を活用しつつ、各農地の所在地や規模、周辺環境など様々な条件を考慮しながら、JAや農業委員会との情報共有を通じて、認定農業者や認定新規就農者を始め経営拡大意向のある経営体とのマッチングを図る。
(2) 農地中間管理機構の活用方針
農地中間管理機構を通じた農地売買や貸借を促進し、意欲ある多様な担い手への農地利用集積を図る。
(3) 基盤整備事業への取組方針
担い手のニーズに応じて、農地の基盤整備に取り組む。
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針
地域担い手育成センターを中心に関係団体が連携し、多様な担い手の受け入れを行う。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください）

☒ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④輸出	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☒ ⑨その他	

【選択した上記の取組方針】

①森林に隣接しており鳥獣害（シカ、キツネ、アライグマ）が発生する地区であることから、札幌市鳥獣被害防止計画に基づく対策を進める。

⑨地区のブランドとしてハウレンソウ「ポーラスター」の維持を図る。また、その他野菜類の生産者から価格面での不安の声があるため、付加価値や利益率を高める加工品販売などの取組を進める。

4 その他意見・発言・確認事項等

- 新規就農する際はあらかじめ一定期間の研修や実務経験等を経て就農することになっているが、実際に就農してみるとそれだけでは対応が難しい、栽培技術を始めとする様々な課題にぶつかる。地域としてより積極的に関与し、早期の経営安定につながるよう支援することが必要。
- 加工品販売（6次化）の取り組みに関連して、商品化に向けた試作品を作るために農業者が共同で利用できる加工施設を設置するような取り組みを地域でできないか。
- 地域計画を変更する際の協議の場の開催方法としては、札幌市役所公式HP上で資料を公開して意見を募る形を基本とするが、年1回は対面方式で開催。
- 営農型太陽光発電設備の設置計画が当地域で持ち上がった場合は、設置予定農地の近隣で営農する者等、参加者を限定したうえで協議の場を開催。